

こまえ応援寄附金 税額控除の計算方法の概略

モデルケース～夫婦子2人の世帯の場合～

給与収入: 7,000,000 円

総所得金額等: 5,100,000 円

社会保険料支払額: 700,000 円

世帯構成: 妻、中学生以下の子供2人の4人世帯

所得税率: 20%

狛江市への寄附金の総額: 30,000 円

住民税の所得割額: 371,500 円

狛江市への寄附金の総額: 30,000 円(上限あり) ※1

STEP. 1 所得税・住民税の控除対象寄附金額を計算します。

所得税・住民税ともに計算方法は同じです。

控除対象寄附金額 = 30,000 円(寄附金の総額) - 2,000 円 = 28,000 円

所得税の控除対象寄附金額: 28,000 円

住民税の控除対象寄附金額: 28,000 円

STEP. 2 所得税・住民税の控除額を計算します。住民税の控除額は(A)と(B)の合計金額となります。

●所得税の控除額

28,000 円 × 20% = 5,600 円

(所得税の控除対象寄附金額) × (所得税率) ※2

●復興特別所得税の控除額

5,600 円 × 2.1% = 117 円 ※3

(所得税の寄附控除額) × (復興特別所得税率)

●住民税の控除額

(A)基本分

28,000 円 × 10% = 2,800 円

(住民税の控除対象寄附金額) × 10%

(B)特例分

28,000 円 × (90% - 20% × 1.021) = 19,483 円 ※4

(住民税の控除対象寄附金額) × {90% - (所得税率) × 1.021}

モデルケースでの寄附金額 30,000 円の内訳 ※6

	所得税の控除額 5,600 円	復興特別所得税分 117 円	住民税の控除額 22,283 円	
			基本分 2,800 円	特例分(上限あり) ※5 19,483 円 ※4
所得税と住民税で 28,000 円控除されます。				

控除されない額: 2,000 円

※1 寄附金総額の上限は、総所得金額等の 30%となります。

上記モデルケースの場合、寄附金の上限判定は以下の通りとなります。

(ア) 寄附金総額

30,000 円

(イ) 総所得金額等の 30% (寄附金総額の上限)

5,100,000 円 × 30% = 1,530,000 円

(ア) が (イ) を超えていないため、(ア) の寄附金総額 (30,000 円) をもとに計算します。

※2 所得税の税率は累進課税のため、所得と控除の金額に応じて変わります。 寄附金控除適用後に税率が変わる場合、所得税の控除額が変わる場合があります。

※3 1 円未満は切り捨てとなります。

※4 1 円未満は切り上げとなります。

※5 住民税の寄附金税額控除額のうち、特例分の上限は、住民税の所得割額の 10%となります。 上記のモデルケースの場合、住民税の寄附金税額控除額の上限判定は下記の通りとなります。

(ア) 住民税の寄附金税額控除額のうち、特例分 (90% - 所得税率 × 1.021)

28,000 円 × (90% - 20% × 1.021) = 19,483 円

(イ) 住民税の所得割額の 10%

371,500 円 × 10% = 37,150 円

(ア) が (イ) を超えていないため、特例分の金額は上記 (ア) の金額になります。

※6 端数処理の関係で、実際にはモデルケース通りには軽減されないことがあります。